

平成二十八年十月十四日招集
第一回臨時市議會

提案理由說明

熊本市

提案理由の説明に先立ち、九月二十九日から十月七日にかけて、フランス・パリ市及びトゥール市へ出張致しましたので御報告させていただきます。

まず、はじめにパリ市におきましては、「日仏スポーツイベント・シンポジウム」に日本の都市の代表として、澤田議長と共に参加してまいりました。

このシンポジウムでは、パネリストとして本市の魅力を積極的にアピールし、アスリーヌ・フランス上院仏日友好議員連盟会長、ラパセ・二〇二四年オリンピック招致委員会共同委員長をはじめ、多くの現地の要人の方々と意見交換を行ってまいりました。

また、デルプランク・フランスハンドボール連盟会長を訪問し、二〇一九年に本市で開催されます女子ハンドボール世界選手権大会開催への協力要請と、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックに向けたフランスハンドボールナショナルチーム合宿誘致等を行ってまいりました。

また、トゥール市におきましては、「第五回日仏自治体交流会議」に参加し、ダナ・駐日

フランス大使ご出席の下、日仏の三十九都市の代表と共に、都市、文化、経済観光政策など、日仏の地域政策における様々な課題について論議しました。

最終日には、二〇一八年の次期開催都市として、本市を決定いただき、その熊本会議においては、震災からの復旧、復興へ向けた新しい熊本のまちづくりを感じていただけるところを参加者の皆様にお約束し、本市に対する注目と関心を得てまいりました。

今回の出張における様々なトップセールスで得た情報やネットワークを活かして、熊本地震からの復興を大きく後押しするための、国際会議の開催、また、世界レベルのスポーツ大会の開催などを通して、震災により、大きく減少した海外からの観光客などインバウンド促進にもつなげてまいりたいと考えております。

それでは、提出議案について、説明に入らせていただきます。

まず、「熊本市基本計画の一部変更について」であります。これは、熊本市震災復興計画を熊本市基本計画の前期における中核と位置付けることから、基本計画の一部を変更す

るため、「地方自治法第九十六条第二項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例」
第二条の規定に基づき議決を求めるものであります。

この熊本市震災復興計画は、平成二十八年熊本地震から、市民・地域・行政が総力をあげて早期の復旧を目指し、新しい熊本市の実現に向けて歩を進めていくための基本的な考え方を示すとともに、取り組むべき主要な施策や具体的な取組を体系的にまとめ、復旧・復興を着実に推進していこうとするものであります。

これまで、熊本市震災復興計画については、「熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員会」における七回にわたる審議をはじめ、先の定例市議会においても、様々な角度から真剣に御議論いただいていたところであります。

また、計画案の検討に当たっては、震災復興検討委員会において専門的な観点から御議論いただいたほか、震災復興座談会や市民アンケート、ワークショップ、パブリックコメントなどを通して、広く市民の意見を聴取してまいりました。

これらを踏まえ、最終的な熊本市震災復興計画案を取りまとめたところであります。

次に、「熊本市附属機関設置条例の一部改正について」であります。これは、市長の附属機関として熊本市被災家屋解体廃棄物等処理業務受託事業者選考委員会を設置するため、所要の改正を行うものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。